

国内法秩序における国際法

助教授 濱本 正太郎
shotaro@kobe-u.ac.jp

以下は、大石眞『憲法講義 I』(有斐閣、2005 年)10 ページからの引用である。

国内法化された条約は、通例、法律と同等以上の形式的効力を持つと考えられている。

.....

他方、それが「確立された国際法規」(〔憲法〕98 条 2 項参照)を内容とするものである場合、どのような効力を有するかについては、争いがある。この点について、政府見解に示された行政実例によれば、憲法典と法律との中間にあると解されているが、ことからの性質上、それは憲法典に優位するとする説も有力であり、これが妥当と考えられる。

問 「ことからの性質上」とはどういう意味なのか、説明せよ。